

食品衛生法の改正に伴い 新たに届出が必要となる場合があります！

食品衛生法が改正されたこととともない、許可業種の見直しと新たに営業届出制度が創設されました！



まずは、自分が何を作っているのか
何を販売しているのか確認しましょう。

届出の種類は？

- ①魚介類販売業(包装済み魚介類のみ)
- ②食肉販売業(包装済み食肉のみ)
- ③乳類販売業
- ④氷雪販売業
- ⑤コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
- ⑥弁当販売業
- ⑦野菜果物販売業
- ⑧米穀類販売業
- ⑨通信販売・訪問販売による販売業
- ⑩コンビニエンスストア
- ⑪百貨店、総合スーパー
- ⑫自動販売機による販売業(⑤を除く)
- ⑬その他の食品・飲料販売業
- ⑭添加物製造・加工業(法規格規程添加物製造除く)
- ⑮いわゆる健康食品の製造・加工業
- ⑯コーヒー製造・加工業(飲料製造を除く)
- ⑰農産保存食料品製造・加工業
- ⑱調味料製造・加工業
- ⑲糖類製造・加工業
- ⑳精穀・製粉業
- ㉑製茶業
- ㉒海藻製造・加工業
- ㉓卵選別包装業
- ㉔その他の食料品製造・加工業
- ㉕行商
- ㉖集団給食施設(1回20食程度以上)
- ㉗器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂限る)
- ㉘露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
- ㉙その他(例:食品の冷凍又は冷蔵業倉庫業)

こんな場合は届出必要？

農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農作物を原材料として、天日干しや乾燥を行っている場合



例)
乾燥キノコの加工(スライスなど)
切り干し大根の製造
干し芋、干し柿の製造 など



届出不要

届出が必要かわからない場合は、
保健所へご相談ください。(連絡先は裏面へ)



届出をする方法は？

保健所で手続きができます。

手数料は無料！更新なし！

(ただし届出内容に変更がある場合は
変更手続きが必要です。)



厚生労働省ホームページ『食品衛生申請等システム』での手続きも可能です。

食品衛生申請等システム

検索

いつまでに手続きすれば良い？

令和3年6月1日～令和3年11月30日まで

手続きの他にすることはある？

①食品衛生責任者を選任します。 令和4年5月31日まで

以下の資格をお持ちの方は食品衛生責任者になることができます。

<資格をお持ちの方>

調理師、製菓衛生師、栄養士など

<資格をお持ちでない方>

食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

- ①大分県食品衛生協会が実施しています。(受講料必要)
詳しくはホームページ又は各市食品衛生協会へ問い合わせください。
*eラーニングでの受講も可能です。

豊後大野市食品衛生協会 TEL 0974-22-0162
竹田市食品衛生協会 TEL 0974-63-0677



②衛生管理計画を作成します。

安心、安全な食品を届けるために必要な衛生管理の方法を定めます。
作成した「衛生管理計画」に沿って実施、記録を行います。

詳しくは保健所へご相談ください。
計画の作り方や記録の仕方などをご案内します。

厚生労働省ホームページでもご確認ください。

Web HACCP

衛生管理計画をWebで簡単に作成
することができます。

大分県 Web HACCP

検索

お問い合わせ先

大分県豊肥保健所 衛生課 食品衛生・薬事班
TEL 0974-22-0162 (代表)

